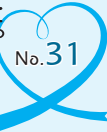


安全・安心な市民生活を応援 八街市消費生活センター



迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を。

家族や周囲の見守り」と「気づき」が大切!

認知症等高齢者の消費者トラブルが増加しています!
最近の相談事例

事例1

自宅から健康食品や契約書などが見つかった
父と二人暮らしをしていて、認知症の母の自宅から、健康食品とその契約書や払込票が見つかり、母が電話勧誘で50000円の健康食品を購入していたことがわかった。

支払いは分割払いになっており、1回目はすでに代引配達で約14000円を支払っている。

母はこれまでも色々な業者から電話勧誘によって健康食品を購入しているが、電話を切ると今まで話していたことを全く覚えていない状況だ。

事例2

訪問販売で契約した大量のふとんが居室に置いてあるのに気づいた

一人暮らしをしていた認知症の母の家を片付けていたところ、大量の羽毛ふとんなどが部屋に置いてあることに気づいた。訪問販売で次々と10件以

上も契約させられていて、総額で約340万円もの契約になっていることがわかった。

認知症等高齢者の消費者トラブルにおける問題点

- ① トラブルや被害にあいやすいうえに、トラブルなどにあつていてという認識が低く、問題が潜在化しやすい
- ② 一人暮らしの高齢者がトラブルや被害にあいやすく、周囲に気づかれにくい
- ③ 次々購入したことにより被害が拡大し、支払金額も高額になる
- ④ 契約した経緯の証明や、判断能力が不十分であったこと等の証明が難しい
- ⑤ 認知症等高齢者の弱みにつけこんだ悪質業者に狙われやすい

見守りから相談までの流れ 見守り・気づき

- ・ 高齢者本人の居室・居宅の様子、言動や態度に変化や不審な点はないか。
- ・ 不審な契約書や書面
- ・ 大量の商品、工事の形跡
- ・ 不審な電話のやり取りや困っている様子
- ・ 声かけ・確認
- ・ 少しでも変化に気づいたら、高齢者本人に声をかける。

経緯を確認し、メモをしておく。

- ・ 何か困っていませんか?
- ・ 業者から勧誘されていませんか?
- ・ 本当に必要な契約ですか?

相談

トラブルや被害にあつていとわかったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

詳細をお聞きしますので、原則として契約されたご本人からご相談ください。ただし、ご本人が認知症や病气などで相談することが難しい場合は、家族や高齢者の身近にいる方からでも相談を受け付けることは可能です。

八街市消費生活センター

開設日 毎週 月・金曜日
(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午

午後1時～午後4時

相談専用電話(相談無料)

☎ 443-9299

※土・日曜日の相談は、公益社団法人全国消費生活相談員協会 ☎ 03-5614-0189

商工課

☎ 443-1405

まちのわだい

第7回《ノルディック・ウォーク》でわが町・八街を歩こう!

11月22日、2本のポールを使って歩き、無理な負荷なく全身運動ができるノルディック・ウォークで、郷土八街の文化財を探訪しました。

当日は、あいにくの曇り空でしたが、参加者20人はスポーツプラザを出発し、社会教育課学芸員の説明を受けながら、岡田・根古谷・用草区の里山を巡り、自然と文化を十分に満喫していました。



第38回少年野球教室を開催



12月13日、千葉黎明高等学校で慶應義塾大学野球部の選手を講師に招いて少年野球教室が行われました。

教室には、スポーツ少年団の子どもたちや、中学校の野球部の生徒など約100人が参加し、ピッチングやバッティング、走塁の指導を熱心に受けました。

(株)セブン-イレブン・ジャパンと「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書」を締結

11月30日に市役所特別会議室で、(株)セブン-イレブン・ジャパンと「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書」を締結しました。この協定書は、災害発生後の市民生活を早期に安定させるために、救援物資の供給、店舗営業の継続または早期再開、来店者への防災・災害情報等の提供などについて、取り決めをしたものです。



三区合同防災訓練が行われました



11月14日に八街北小学校で、八街北地区社会福祉協議会主催の「平成27年度 三区合同防災訓練」が行われました。当日は、児童、教員、保護者など、約700人が参加しました。